

令和7年4月10日

林弘法律事務所  
弁護士山中理司 様

大阪市市民局  
総務部住民情報担当

### 戸籍に関するご質問について

令和7年3月28日付けで送付いただきました公開請求について、情報提供により回答いたします。

#### 【ご質問】

昭和60年より前に日本人女性Xとアメリカ人男性の夫婦間でアメリカにおいて出生してアメリカ国籍を取得している子Yがいるケース(Xの戸籍にYのことは書いていないものとします。)において、XとYが養子縁組できるかどうか

#### 【回答】

昭和23年1月13日民事甲第17号民事局長通達において、(17)「自己の嫡出子又は養子を更に養子とすることは、戸籍を同じくすると否とにかくわらず、新法(現行戸籍法を指します)施行後は認められない。」とありますので、国籍に関わらず自己の嫡出子を縁組することはできません。

次に、今回の子Yが嫡出子であるかどうかですが、法の適用に関する通則法第28条「夫婦の一方の本国法で子の出生の当時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする。」により、母の本国法が適用され、民法第772条に基づき嫡出子となります。

以上により、今回のケースでは一般的にXとYは縁組できないものと考えられます。

ただし、届出の受理につきましては各人の戸籍の記載等により戸籍事務管掌者(大阪市であれば区長)が決定いたしますので、具体的な事案がある場合は、当該人の戸籍等の資料を添えて届出される自治体の戸籍担当へご相談いただきますようお願ひいたします。

〒553-0005  
大阪市福島区野田1丁目1番86号  
大阪市市民局総務部住民情報担当  
担当: 佐柳・丸山  
電話: 06-4305-7357

◎昭和二三年一月一三日民事甲第一七号各司法  
事務局長宛民事局長通達

改正戸籍法の施行に関する件

異り、その称すべき氏は、民法の規定によつて一定し、国籍取得、就籍、棄児等の場合を除き、自由に氏を定めることは認められない。

【四〇】

来る一月一日、改正民法とともに戸籍法の改正が実施せられ、同施行規則の制定及び寄留手続令同細則の改正が行われるところ、右は、戸籍寄留事務殊に戸籍事務につきその全般に亘る根本的変革を招来するものであるから、これが円滑な実施のためには、格段の努力が払われなければならないことはいうまでもない。よつて、法令の周知徹底を図るのは勿論、その運用の指導監督に特に留意して万全の措置を講ぜられたく、また当面注意すべき事項として左の諸点を掲げたから、管下甲号出張所及び市区町村にこれが伝達方を取り計らわれたい。右通達する。

なお、左記のうち新法とあるのは、改正戸籍法、旧法とあるのは、改正前の戸籍法、規則とあるのは、新たに制定された戸籍施行規則の略称である。  
記

(1) 新戸籍編製に当つては、從前の一 創立の場合と

(2)

転縁組の場合に、後の縁組が離縁又は取消となつたときは、養子は、前の養方の氏に復し、また戸籍についても、新戸籍を編製される場合を除き、前の養方の戸籍に復籍する。即ち、前の縁組が離縁又は取消とならない以上、直ちに実方の氏に復し、又は実方の戸籍に復籍することはないわけである。

配偶者死亡後転婚した場合に、後の婚姻が離婚又は取消となつたときは、生存配偶者は、その意思により実方の氏又は前の婚姻による氏のいすれかに復し、戸籍もこれに応じ新戸籍を編製される場合を除き、それその戸籍に復籍する。後の婚姻の配偶者が死亡し民法第七百五十一條第一項の規定により復氏する場合及び民法第七百九十一條第一項の規定により再三氏を改めた者が同条第三項の規定により復氏する場合も、同様である。

(3)

婚姻又は縁組後、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消前に実方の父又は母が分籍しその戸籍に在るときは、婚姻又は縁組前の氏に復する者は、その父又は母の戸籍に入る。

(4) 戸籍の筆頭に記載した者が、婚姻又は縁組によつて除籍となつた後離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつてその戸籍に復籍したときは、戸籍の末尾に記載されるへきてはあるが、それにもかかわらず、その者がその戸籍の筆頭に記載した者であることは変りがない。なお、転籍により戸籍を編製するときは、従前除籍となつている筆頭者の欄に復活引き直して記載する。

(5) 婚姻又は縁組によつて氏を改めた者の実方の氏が新法第百七条の規定によつて変更された後に離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて婚姻又は縁組前の氏に復すべき場合のその氏は、右変更された氏であることはいうまでもない。

(6) 離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて復籍すべき戸籍が民法の応急的措置法施行前に家督相続により除かれている場合は、新法第十九条第一項但書前段に該当し、新戸籍を編製する。

(7) 以上(三)乃至(六)は、民法第七百五十五条第一項又は第七百九十二条第三項の規定により復氏する者についても、同様である。

▼(8) 新法第十七条は、三代以上の同籍を避けるため設けられた規定であるが、たた旧法の規定による戸籍

においては、筆頭者の父母がこれと同一の戸籍に在る場合に、筆頭者と同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときも、筆頭者の子又は養子である以上、同条を適用する余地なく、この場合には、祖父母と孫とが同籍することとなる。これと異り、筆頭者の父母が子又は養子を有するに至つた場合には、その父母につき新戸籍を編製し、筆頭者に配偶者又はこれと氏を同じくする子がないときは、その筆頭者も父母に隨い新戸籍に入る。

(9) 新法第四十八条第二項の特別の事由の有無については、昭和二十二年四月八日民事甲第二七七号通達の趣旨に則り、今後も同様に取り扱う。

▼(10) 戸籍の記載には、昭和二十一年十一月内閣告示第三十二号当用漢字表に掲げる漢字及び平がなを用い、また、同表の簡易字体は、規則第三十一条第一項の略字には該当しないから、今後はこの簡易字体を用いる。もつとも、新法施行前に従前の例により記載された戸籍の謄抄本を作成するには、その部分については従前の文字を以てそのまま謄写する。なお、子の名につき規則第六十条に掲げる文字以外の文字を用いた出生届は、これを受理すべきではない。

▼(11) 規則第三十九条の規定によつて移記すべき身分に  
関する重要な事項とは、概ね次の事項である。

一、出生に関する事項

二、子について、認知に関する事項

三、養子について、現に養親子関係の継続するその  
養子縁組に関する事項

四、夫婦について、現に婚姻関係の継続するその婚  
姻に関する事項

五、現に無能力者である者についての親権、後見又  
は保佐に関する事項

六、推定相続人の廃除に関する事項で未だその取消  
のないもの

七、国籍の取得に関する事項

なお、新戸籍編製の場合に、従前の戸籍の戸籍事  
項欄に記載した事項は、これを移記するに及ばない。  
但し、転籍による戸籍編製の場合は、規則第三十七  
条の規定による。

(12) 規則第三十九条の規定による移記は、新記載例に  
引き直して記載する。転籍による移記についても同  
様である。なお、この場合に新記載例のないものは、

(十) 記載の取扱により文字を改めてそのまま移記  
する。

▼(13) 旧法の規定による戸籍につき他の市町村への転籍  
の届出があつた場合、氏名記載の順序は、旧法の規  
定に則り、従前通りの取扱とし、移記については昭  
和二十二年民事甲第三一七号通達第七記載の取扱に  
準ずる。新法の規定によつて編製された戸籍につい  
ては、新法第十四条に掲げる順序に引き直して記載  
する。

(14) 新法施行前の届出によつて除籍すべき場合には、  
未だ入籍通知がなくても、新法施行後遅滞なく除籍  
の手続をしなければならない。この場合の記載は、

未尾に続けて左の振合による。

年月日除籍印

(15) 出生の届出における出生証明書については、死亡  
の届出における診断書（検案書）の取扱と同様、届  
書と出生証明書との間にその記載内容殊に出生の日  
時場所に相違がないかどうか十分これを確めた上で  
受理し、以て虚偽の記載を防止するよう努められた  
い。

(16) 庶子の名称廃止に伴う取扱は、昭和十七年二月十  
八日民事甲第九〇号通達に準ずるものとする。

(17) 自己の嫡出子又は養子を更に養子とすることは、

戸籍を同じくすると否とにかかわらず、新法施行後は認められない。

(18) 夫又は妻なる旨を記載する配偶欄の記載は、婚姻が解消したときは、その解消事由の記載の際に、朱でこれを消さなければならない。

(19) 新法第百三十条は、旧法によれば新戸籍を編製すべきでない事項についても、新法によれば新戸籍を編製すべき場合に当るの故を以て、新法施行前に届出によつて新戸籍を編製するというような趣旨ではない。即ち、新戸籍を編製すべきか否かは専ら旧法によつてこれを決し、旧法の規定により新戸籍を編製し又は他の戸籍に入る場合におけるその記載については、新法施行前の届出であつても新法第十三条等の規定を適用するという趣旨に過ぎない。

(20) 新法第百三十一条第二項の場合には、新戸籍編製、入籍者等の事項につき届書にその記載がないにかかわらず、市町村長が職権を以てこれらの事項を調査しそれぞれ新戸籍編製、入籍等の措置を執らなければならぬのであるから、この場合に該当する出生、入籍、分籍その他の届出を受理したときは、慎重にこれを取り扱い、遗漏のないよう十分注意しなければならない。

(21)

現に存する戸籍用紙を用いるには、戸主の事項欄中の四行を戸籍事項欄に当て、同欄と筆頭者の身分事項欄を太線で区別し、また、前戸主の氏名欄の表示「前戸主」を「氏名」に改めるべきであるが、その他はそのまま使用することを妨げない。右の場合に現に存する謄写本用紙を用いるときも、同様に取り扱う。

(22)

旧法の規定による戸籍については、新法施行後も特に変更を加えずそのまま差し支えない。旧法の規定による戸籍の謄抄本を作成するには、族称の記載の謄写を省略するほか、すべて原本通りに謄写する。但し、従来その省略を認められていた事項の取扱は、従前通りとする。

右の取扱は、寄留簿についても、同様である。

(23)

旧法の規定による戸籍につき、旧戸籍用紙を用い尽したときは、新戸籍用紙を用いてその記載を継続して差し支えない。

(24) 戸籍簿見出帳中「戸籍編製年月日」欄には、新法施行前に編製された戸籍については、新法施行後直ちにこれを記入するには及はない。除籍簿見出帳中「年度」、「冊数」及び「丁数」欄において、新法施行前に除籍となつた戸籍についても同様である。

▼(25)

出生、婚姻、離婚及び死亡の届書用紙は、新様式により、従前通り配付すべきも、新法施行までにその配付を受け得ない市町村は、その配付のあるまで、便宜旧様式用紙に所要の訂正をして記載した届書を受理しても差し支えない。

(26)

出生、婚姻、離婚及び死亡の四届書中戸籍記載及び調査票作成欄については、受理した市町村において、戸籍記載又は調査票作成の都度直ちに認印するものであるが、本籍地の市町村に送付する分については、調査票作成欄には認印の上送付すべきも、戸籍記載欄には認印することなく送付し、本籍地の市町村においてこれに認印する。右両欄は、戸籍記載及び調査票作成につき過誤なきを期するため特に設けられたものであるから、右の取扱を怠りなく励行し、また監督司法事務局又はその出張所においても、届書の送付を受けた際、この点に留意して十分監督されたい。

(27)

右四届書中受附欄は、本籍地の市町村長に送付する分についても受理した市町村長がこれを記載し、発送の年月日及び発送者の職氏名又は送付を受けた受附の年月日及び受附番号等はなるべく届書左欄外に記載する。

▼(28)

出生又は死亡届書を二通以上提出する場合は、出生証明書及び診断書（検案書）については、届出入において一通の外はこれを転写しても差し支えないが、この場合は転写された分を他の市町村長に送付する。

(29)

戸籍の記載を要すべき事項につき、調停が成立し又は審判が確定したときは、家事審判所より本籍地の市町村長にその旨の報告がされることとなるはずであるから、これが報告を受けた市町村長は、届出義務者に届出を催告する等適当の措置を講じ、以て戸籍の完備に努められたい。

▼(30)

司法事務局においてその管下の戸籍寄留事務取扱に関する準則を定めている場合は、速かに新法に則りその改正の手続をし、これが改正の上に、その写を添附して当省に報告されたい。将来におけるその改正についても同様である。

